

## 見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 5 年 10 月 11 日

全国健康保険協会栃木支部  
支部長 宮崎 務

### 1. 調達内容

#### (1) 調達件名及び予定数量

「事業所健康度診断（事業所カルテ）」及び送付書等の作成・印刷・封入封緘業務委託  
予定数量は仕様書による

#### (2) 調達案件の仕様等

仕様書による

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和 5 年 12 月 31 日まで

#### (4) 納入期限

仕様書による

#### (5) 納品場所

仕様書による

#### (6) 見積競争方法

見積金額は、各契約希望単価（小数点以下第 2 位まで）に各予定数量を乗じて算出された額（算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

### 2. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規程に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JIS Q 27001 のいずれかの認証を取得している事業者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

#### (1) 仕様書の交付場所、見積書の提出場所及び問合せ先

〒320-8514 栃木県宇都宮市泉町 6-20 宇都宮 D I ビル 7 階  
全国健康保険協会栃木支部 企画総務グループ（担当）丸山  
電話 028-616-1692 FAX 028-616-1535

(2) 見積書提出期限

令和 5 年 10 月 25 日 午前 11 時 00 分

4. その他

- (1) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (2) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせない者であること。
- (3) 見積書は任意の様式とし、見積書には、事業所名・所在地・代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (4) 提出した見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (5) 予定数量の増減については、異議を述べることはできない。
- (6) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (7) 上記 2 の参加資格(2)、(3)を証明する書類の写しを併せて提出すること。
- (8) 本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書は無効とする。
- (9) その他詳細は、別途交付する仕様書による。
- (10) 決定業者には別途連絡することとする。

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参

加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。